○農林水産省告示第二千七百十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第6712号	液状複合肥料	ほう素入り複合液肥PK ミノルモト（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	日東産業株式会社	栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1771番地
生第8857号	水産副産物発酵肥料	ホタテウロ発酵肥料	長万部漁業協同組合	北海道山越郡長万部町字栄浜159番地の10
輸第11026号	なたね油かす及びその粉末	圧搾菜種油粕	有限会社キャンコーポレーション	栃木県栃木市合戦場627番地1

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七十号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十五年国土交通省告示第四十九号を参照。）

イ　誘導路

延長　三万千七百六十二メートル

ロ　エプロン

面積　二百三十九万七千六百六十四平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十五年十一月十四日

○国土交通省告示第千七十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第十九条の二の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の一部を改正する告示

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成十七年国土交通省告示第五百三号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「八千万円以上を限度額としててん補すること」を「、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、てん補する額の限度額を八千万円以上とすること、一般貸切旅客自動車運送事業者については、てん補する額に制限がないこと」に改める。

附　則

第一条　この告示は、平成二十五年十二月一日から施行する。

第二条　この告示の施行前に締結された損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約については、この告示による改正前の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示第一号イの規定は、なおその効力を有する。

○環境省告示第百二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内三十六―一	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内三十七	原野	刈払い
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内四十四	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内四十五	宅地	屋根　堆積物の除去及び拭き取り 外壁　拭き取り 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　堆積物の除去、除草、芝刈り並びにホットスポットの表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　堆積物の除去、除草、芝刈り及び芝の深刈り 庭等（未舗装面の砂利・砕石）　砂利・砕石の除去及び被覆 庭等（舗装面）　堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（植栽）　堆積物の除去、除草、樹木の根元付近の表土の除去及び被覆並びに常緑樹の剪定
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内四十六―一	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内四十六―二	原野	刈払い
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内四十六―九	畑	除草、反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡**檜**葉町大字井出字向ノ内五十―一	田	除草、反転耕及び地力回復措置